

消費増税は日本経済の底上げにつながる

10%への消費増税は21年度までネット減税、構造改革として断行すべきだ

森信茂樹 東京財団政策研究所研究主幹・中央大学法科大学院特任教授

| 一部エコノミストから流れ始めた「消費増税延期」 2019年03月29日 | 説

わが国の景気判断がむつかしい局面に 差しかかり、中国経済の変調など海外要 因も加わり、一部エコノミストから、ま たぞろ「消費増税延期」説が流れ始めて いる。

一方で、消費増税を織り込んだ平成31年度予算は、早々と3月27日に国会を通過し成立した。国会では、消費増税の中身を問う議論はほとんど見受けられず、そのせいもあって、一部エコノミストのように、「増税は景気の足を引っ張る」「再延期すべきだ」と、誤解(曲解)に基づく言説が出始めている。



国会会期末の記者会見で、消費増税 の時期を2019年10月まで延期することを表明した安倍晋三首相=2016年6月1日、首相官邸

しかし、10月から消費税率10%への引き上げは、少なくとも2021年度まではネットで減税になり、景気にとってプラスに働く。それどころか中期的なわが国経済の底上げにつながる重要な政策である。

今回8%から10%への消費増税による増収は5.2兆円(国・一般会計)である。 一方で、幼児教育の無償化など社会保障充実に使われる費用は2.8兆円、診療報酬の補填が0.4兆円で、合計3.2兆円が国民の受益に回る。この差額の2兆円 (5.2兆円-3.2兆円)は財政再建にまわる、と総理が何度も述べていた。

しかし、「経済に与える影響を緩和する」という大義名分のもと、ポイント還元(0.3兆円)、プレミアム商品券(0.2兆円)、住宅の購入者にすまい給付金などの支援、さらには防災・減災・国土強靭化(公共事業)で2兆円の追加歳出が行われる。

加えて住宅ローン減税の充実や自動車取得時・保有時の負担軽減で0.3兆円の減税がある。これらの経済対策をすべて合わせると2.3兆円の経済対策となる。 そしてこの対策の多くは2020年度にも継続される。

▋今回の増税は財政再建には寄与しない

つまり、消費税率を引き上げることにより5.2兆円(国の一般会計)の歳入増があるものの、それを超える歳出増・減税が予定されており、ネットで国庫に入ってくる税収はマイナス(2兆円-2.3兆円=▲0.3兆円)となる。2021年から増収になる(財政再建につながる)というが、オリンピック後の景気後退でおそらく経済対策が打たれるので、21年度も歳出超過になる可能性が高い。

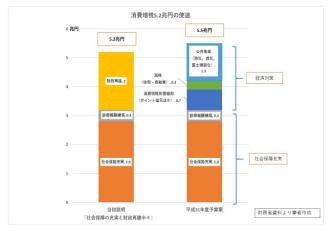


図 消費増税5.2兆円の使途

つまり、今回の増税による増収分は当面、社会保障の充実と経済対策に使われ、(短期的には)経済にプラス要因になる。逆に言えば、財政再建には全く寄与しない。

•

国民の税金の無駄遣いをすべきではないという筆者の立場からは、総理は、「増収の半分は社会保障充実に、残りの半分は財政再建に」といっていたはずなのに、社会保障の充実に半分使った残りを、消費税反動減対策(というよりキャッシュレス化促進)としてのポイント還元制度や、国土強靭化というまるで無関係なものに費消され、何のための消費増税なのかわからないという状況だ。

景気が若干でも落ち込むという危惧があれば消費増税を延期すべきだというエコノミストの言動は、以下の点で問題である。

■全世代型社会保障の充実に向けた重要な一歩

今回の増税は、全世代型社会保障の充実に向けた重要な第一歩である。これは 少子化の進むわが国の政策として、極めて重要なもので、短期的な経済運営により右往左往する話ではないということである。

とりわけ今回の増税による使途のうち、最大の目玉は、幼児教育の無償化(2.8兆円)である。さらに2020年度からは一部高等教育の無償化も始まる。これらは、従来型の社会保障(医療・介護・年金という高齢化3経費と子育て支援)を超えるもので、「教育」の強化は、人的資本の向上、格差拡大の是正、さらにはわが国の潜在競争力を強化していくことにつながる。

国連の関連団体が3月20日に発表した「世界幸福度ランキング 2019」でわが国が世界の156カ国中58位であるという事実はショッキングだが、その原因は、わが国の社会的支援の少なさが反映されたものである。

ちなみにランキング上位国は、フィンランド、デンマーク、ノルウェーなど国 民負担率の極めて高い国々で、消費税率はそれぞれ24%、25%、25%である。 短期的な経済への悪影響を乗り越えて、「幸福な国」を作ってきた証左である。

一部エコノミストの、「景気に悪影響を及ぼすので、消費増税延期」という近 視眼的な見方が、わが国を「幸福でない国」にさせた一因といえよう。

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.